

## 総務省より DV を理由に世帯主から離れたところで生活している人への支援について

日本政府があげる 10 万円の「特別定額給付金」の申請書は、世帯主の住所に送られるので、世帯主が お金を 受け取ることになっています。しかし、配偶者からの DV を理由に世帯主と離れて住んでいる人は、今住んでいる場所で給付金をもらうことができます。

### ○申出期間

2020 年 4 月 24 日から 4 月 30 日 ※30 日を過ぎても書類の提出は できます。

### ○必要書類

・申出書：配偶者からの DV を理由に離れて生活していることを申し出るもの。  
住んでいる市区町村の窓口、婦人相談所、または 総務省の ホームページなどで 入手  
できます。

・次のうちの どれか一つ

(a) 婦人相談所、配偶者 暴力相談 支援センターなどが 出してくれる 証明書や 市町村が 出してくれる DV 被害 申出 確認書

(b) 裁判所からの 保護命令決定書の コピー または 原本

※他に 一緒にいる人が いる場合は、その人の 情報も 書く 必要があります。

詳しいことは、今住んでいる 市区町村に 質問して ください。

※通訳が 必要な人は、当センターまで 気軽に 連絡して ください。